

児童・生徒に係るハラスメントの防止等に関する指針

1 目的

この指針は、学校等における児童・生徒（特別支援学校の幼稚部の幼児を含む。以下同じ。）に係るハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応について必要な事項を定めることにより、児童・生徒及び教職員双方の人権の尊重、良好な学習・職場環境の確保及び教育行政への信頼性の確保を図ることを目的とする。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校及び学校教育が行われるすべての場所をいう。
- (2) 教職員 県立学校及び市町村立学校に勤務する教職員をいう。
- (3) 教職員等 教職員及び学校等での活動において指導に従事する教職員以外の者をいう。
- (4) ハラスメント セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの総称をいう。
- (5) セクシュアルハラスメント 学校等での教職員等による児童・生徒を不快にさせる性的な言動又は児童・生徒による教職員を不快にさせる性的な言動
- (6) パワーハラスメント 教職員等による学校等での児童・生徒に対する指導や注意の適正な範囲を超えて人格や尊厳を侵害し、精神的・身体的苦痛を与える言動（ただし、体罰に該当するものは除く。）又は児童・生徒による教職員への著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）をいう。
- (7) ハラスメントに起因する問題 次に掲げることをいう。
 - ① 児童・生徒が教職員等から直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、学校にいることや学校に行くことを苦痛に感じる等、学習意欲や登校意欲が損なわれること。
 - ② 児童・生徒が身体的・精神的な害を被ること。
 - ③ 教職員が児童・生徒から直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、就業する上で看過できない支障が生じること。

3 鳥取県教育委員会及び市町村教育委員会の責務

- (1) 鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び市町村教育委員会（学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、教職員等又は児童・生徒によるハラスメントの未然防止及び排除に努めるものとする。
- (2) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、ハラスメントを受けた児童・生徒及び教職員（以下「ハラスメントを受けた者」という。）の救済を第一として誠実にその解決に当たるものとする。
- (3) 県教育委員会及び市町村教育委員会は児童・生徒又は教職員等が、相談したこと、苦情を言ったこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを受けることのないよう十分留意するものとする。

4 校長の責務

- (1) 校長は、児童・生徒及び教職員が安心して学習・生活を行うことができる環境を確保する

ため、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- (2) 校長は、ハラスメントに起因する問題が学校等に生じていないか又はその恐れがないか、学習環境に注意を払うものとする。
- (3) 校長は、児童・生徒に対しハラスメントに関する啓発を図り、ハラスメントに関する認識を深めさせるものとする。
- (4) 校長は、ハラスメントに関する苦情相談に係る聞き取りや調査の実施に当たって、児童・生徒のプライバシーの保護に細心の注意を払うものとする。
- (5) 校長は、ハラスメントに対する苦情相談を申し出た者、当該苦情相談に係る調査へ協力した者、その他ハラスメントに関し正当な対応をした者が、そのことをもって不利益な取扱いを受けることがないように十分留意するものとする。

5 教職員の責務

- (1) 教職員は、ハラスメントは児童・生徒の心を傷つけるだけでなく、その後の成長にも大きな影響を与える行為であり、児童・生徒の個人の尊厳や人権を著しく侵害するものであることを十分に認識し、自らがハラスメントをしないように努めるものとする。
- (2) 教職員は、すべての教育活動を通じて、児童・生徒の人権を尊重した教育を推進し、児童・生徒一人ひとりを生かす教育環境づくりに努めるものとする。
- (3) 教職員は、児童・生徒がハラスメントを受けていること及び児童・生徒から教職員がハラスメントを受けていることを認知した場合は、管理職等に報告するものとする。

6 研修等

県教育委員会は、ハラスメントの防止等を図るため市町村教育委員会と連携し、教職員に対する研修等を実施し啓発に努めるものとする。

7 相談対応

- (1) 校長は、ハラスメントに関する児童・生徒、保護者及び地域住民からの苦情相談並びに教職員等からの報告等に対応するものとする。
- (2) (1) のほかに、県教育委員会は、ハラスメントに関する苦情相談を受け付けるため、次のとおり相談窓口を設置する。

相談者	相談窓口	
県立中学校及び市町村立学校の児童・生徒、保護者、教職員等	小中学校課	生徒支援・教育相談センター (教職員等は除く。)
県立特別支援学校の児童・生徒、保護者、教職員等	特別支援教育課	
県立高等学校の生徒、保護者、教職員等	高等学校課	

- (3) 相談窓口は、次の苦情相談を、文書（メール、郵送）、電話、面談のいずれかにより受け付

ける。

- ① 教職員等によるハラスメントを受けた児童・生徒又はその保護者からの苦情相談
- ② 学校等において教職員等によるハラスメントを児童・生徒が受けているのを見た児童・生徒、保護者又は教職員等からの苦情相談
- ③ 学校等において児童・生徒によるハラスメントを受けた又は受けているのを見た教職員からの相談

8 苦情相談の処理

- (1) 校長、市町村教育委員会、県教育委員会は、苦情相談に係る事実関係の調査・確認、ハラスメントを受けた者に対する支援並びにハラスメントを行った教職員等及び教職員に対するハラスメントを行った児童・生徒に対する指導など、必要な措置により、当該ハラスメントに起因する問題を適切かつ迅速に解決するよう努めるものとする。

なお、7(2)に掲げる相談窓口が受け付けた相談のうち、市町村立学校の児童・生徒、保護者又は教職員等からの相談については、所管する市町村教育委員会に引継ぐものとする。

- (2) 苦情相談の聞き取り又は調査・確認の実施に当たっては、聞き取りを行った者のプライバシーや人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

9 再発防止

県教育委員会は、生じたハラスメントの事案を踏まえ、市町村教育委員会と連携し、教職員等に対しハラスメント防止について注意喚起や研修の実施等、適切な再発防止策を講じるものとする。

10 その他の対応

県教育機関に勤務する教職員について本要綱を適用するものとする。この場合において、「児童・生徒」とあるのは「学校教育の活動として受け入れた児童・生徒」と、「校長」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。

11 その他

この指針に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

本指針は、平成31年4月1日から施行する。

附則

本指針は、令和2年4月1日から施行する。

附則

本指針は、令和8年10月1日から施行する。